

競技スポーツにおいて「悪をなす」とは ：後期カント倫理学を手がかりに

水島徳彦*1・阿部悟郎*2

A Study on "Doing Evil" in Competitive Sport
：based on later Kant's ethic

by

Naruhiko Mizushima, Goro Abe

Abstract

This study examines situations in which behavior in competitive sports is considered "good/bad". As a guide to approach the moral well-being of the athletes, the concept of "Radikal Böse," which is a concept in the later Kant's ethic. As a result, it is suggested that the possibility of athletes morally "doing evil" was that narcissism, which originated from "victory as a consequence," preceded the moral law that legislates from duty.

I. はじめに

今日、スポーツ¹⁾における倫理的問題は、単に競技中に生起するものや競技外の問題²⁾のみならず、生命倫理にかかる問題など多くの広がりをもて示すことは容易ならざる課題である。そこで、ひとまず本稿では、競技スポーツにおける競技中の問題に焦点化して考察を進めていくこととする。併せて先出ししておく、本稿の問題意識は、個別事象のよしあしを問うことに主眼を置くもので

はなく、競技スポーツにおける倫理的にわるいとは一体どういうことか、という原理的問いへと向けられたものである。

そもそも、競技スポーツにおけるある行為が倫理的あるいは道徳的に「よい/わるい」という判断がなされる場合、それは行為者自身による意志³⁾決定による問題なのか、それとも行為者以外の第三者の判断によるものかという点に差が生じることとなる。

一旦、後者のよしあしにかかる判断について考

* 1 東海大学大学院体育学研究科博士後期課程 * 2 東海大学体育学部体育学科（大学院体育学研究科）

えてみると、そこでまず考えるべきは、行為者以外の第三者という存在は、必然的にある行為が生じた後に倫理的よしあしについて考えることになる。そこには、スポーツ固有の倫理観と日常倫理の対立⁴⁾が現れたり、自チームにとって不利益であるためになんらかの感情や違和感を抱く場合、あるいはルールや規範意識に対する解釈の問題が介在するなど、様々な見方が複雑に関与している。このような、多種多様な価値規範が存在することを前提したうえで、行為後の判断に多様性が生じることについて、それを単一の価値規範に押し込めることは、原理的に不可能であるだろう。ただし、このことは倫理的なシニズムへの傾倒とは異なる見解として提示するものである。

このシニズムについて大庭は、「『道徳的判断は、しょせん主観的であって、最終的には好き嫌いの問題に帰着する』という考え方が、歴史上繰り返し現れてきた」⁵⁾というように、よしあしにかかる問題に備わる客観的性質それ自体への懐疑を指摘する。しかし、先に述べたように、この客観性への疑いの眼差しは、倫理的よしあしへの問いを放棄するものであってはならない。この点について、大庭は、「人間が生きていく、ということは、そのつど何かを選び・それ以外を捨てていく、ということ」⁶⁾であり、「一人称の問題⁷⁾にかかわる」⁸⁾という。

つまり、行為の結果を問うこと自体の倫理的意味は否定しえないものの、倫理的な問題に迫るためには、一人称の問題に目を向けることが重要であるといえる。換言すれば、競技中の倫理的問題について、まずもって問われなければならないのは、その行為へ至る行為主体の意志決定のプロセスそれ自体であるということになる。ここでようやく、先に棚上げしておいた行為主体自身の倫理的判断という問題へと遡ることの意義が判明となる。

そこで、競技スポーツにおいて倫理的わるいとはどういうことか、という問題意識のもと、ある行為に至る過程において、行為主体はどのように倫理的よしあしの判断を行いうるのか、という課題を新たに設定することとする。

そこで、本稿ではカント倫理学⁹⁾をその手がか

りとして検討を進めていくこととする。なぜカント倫理学なのか。一つに、行為主体の動機に着目するという点に消極的な理由がある。また、スポーツ的あるいは一般的に関わらず、行為主体が倫理的よしあしという問題状況に直面する過程において、何らかの当為の問題が現れていることを鑑みれば、そこには広く義務の問題が関与していると考えられる。加えて、本稿冒頭にて触れたように、個別事象を分析対象とするというよりもむしろ、極めて抽象的かつ原理的に競技スポーツにおける「わるい」という問題を検討する立場を採用することを踏まえるならば、一度、具体的な事象から距離を置かねばならない。ここに、経験的な要素を排して構築されたカント倫理学を採用する積極的理由があるといえる。

Ⅱ. 競技スポーツにおいて「悪をなす」とは

本章の具体的な内容に踏み込む前に、前章にて掲げた問題設定と、それにかかる研究方法について少々補足しておく。本稿では先の問題意識に従い、カント倫理学を援用するが、カント倫理学において悪の問題が具体的に論じられるようになるのは、『たんなる理性の限界内の宗教 Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft』(第一版 1793/第二版 1794:以下、『Rel』とする)以降のことである¹⁰⁾。

カント倫理学上の著作において、『Rel』以前とそれ以降における議論の内容や、それを援用する意義については、後述することとして、これらの著作における区分について、本稿では 1788 年に発表された『実践理性批判 Kritik der praktischen Vernunft』(以下、『KpV』とする)までの著作を「前期カント倫理学」とし、『Rel』以降の著作について「後期カント倫理学」という区別を与えることとする¹¹⁾。

1. これまでのスポーツ倫理学とカント倫理学の交点

本節では、スポーツ倫理学にカント倫理学の概念を交えて検討したこれまでの研究について確認していく。その際、先に挙げた前期カント倫理学

と後期カント倫理学というカント倫理学上の著作の区分について、特に注目して進めていく。

Osterhoudt は定言命法¹²⁾の普遍性から、それらの諸法式をスポーツにおける行為の問題と結び付けて考察している¹³⁾。その際、彼が主に援用している文献は、『GMS』と『KpV』である。また、竹村・近藤は、勝利至上主義に関する二つの立場が掲げる「善い」ものについて検討するために、『KpV』を中心に検討している¹⁴⁾。加えて、竹村は身体的エンハンスメントの問題に関連して、よりよい身体追求といったときの「よさ」の問題を『GMS』と『KpV』を中心に考察している¹⁵⁾。さらに、尹はスポーツにおける普遍的・必然的な倫理的基準の存在について、『GMS』を手がかりに「スポーツ的定言命法」¹⁶⁾として提示する¹⁷⁾。

以上のものは、スポーツ倫理学にカント倫理学の諸概念を援用した研究のすべてではないが、これらの研究において主題的に援用されている文献は、前期カント倫理学の著作であることがわかる。しかし、このような前期カント倫理学とスポーツ倫理学の交わりについて、川谷は「単なる常識道徳の勧め」¹⁸⁾、と痛烈に批判する¹⁹⁾。それは、ちょうど Osterhoudt がスポーツ倫理学にカント倫理学を援用する目的について、「スポーツのプレイにおいて、ますます珍しくなっている理想的な ideal 行動の秩序を奨励する」²⁰⁾点にあると述べるように、カント倫理学が理想的な行動準則について言及可能であることを意味する。とすると、川谷が「きれいごと」²¹⁾と論じるような理想的な倫理観は、競技スポーツにおいて意味をもたないのかという類の問題が生じることになるだろう。この点について、川谷が「スポーツのありのままの姿（現実）がそれほど美しい（fair）なものではない」²²⁾と指摘するように、スポーツの現実の問題を見据えながら慎重に論じなければならない。

ゆえに、上述のようなスポーツにおける現実の問題を考慮するにあたって、スポーツにおける理想的な行為²³⁾以外の側面へと目を向ける必要があることが示唆される。言い換えると、それは本稿冒頭にて言及したような、競技スポーツにおける倫理的にわるいとはどういうことか、という問

いへと接続される。前期カント倫理学におけるカントの著作が、『人間は何をなすべきか』を問題にし、人間がなすべき行為としての善き行為とは何か、を明らかにする」²⁴⁾点にある、と諸岡が指摘するように、行為の善さへ向けられた議論が前期カント倫理学の特徴であるとするならば、行為のわるさへ向けられたカントの議論を踏まえることが、「本質的・潜在的に暴力的」²⁵⁾である現実のスポーツにおける倫理を検討するにあたって不可避の要件であるといえるだろう。

ここに、「人間本性に内在する根源悪 *das radikal Böse in der menschlichen Natur*」²⁶⁾を主題的に取り扱ったカント倫理学との積極的交点が見出される。

なお、本稿において使用する用語の規定についてであるが、平仮名にて「よい/わるい」と記述する際には、一般的に使用される意味において用いることとし、漢字による表記で「善い」というとき「道徳的/倫理的に善い」という意味で用いる。また、「悪い」記述する際には、カント倫理学における議論を土台とした倫理的悪を指示するものとする。

2. カント倫理学における「根源悪」について

本節は、三つの項から構成される。その中心を貫くものは、カント倫理学における「根源悪」という概念に他ならないが、その概念に立ち入る前提として、カントの自由論にかかる「意志 *Wille*—選択意志 *Willkür*」の違いをおさえておかねばならない。加えて、「根源悪」に至る思想の背後には「素質 *Anlage*—性癖 *Hang*」と「心情 *Herz*—心術 *Gesinnung*」という対概念の区別を踏まえることが、「根源悪」という概念への理解を助けてくれるように思われる。

そこで、本節第1項では「意志と選択意志」に関する前提について検討し、本節第2項では「素質—性癖」と「心情—心術」という対概念の区別を踏まえつつ、本節第3項にて「根源悪」概念に至るという道筋を採ることとする。

1) カントの「意志 *Wille*—選択意志 *Willkür*」に

おける前提

カントがいう善の所在の前提としての人間本性 *der Natur des Menschen* とは、「みずからの自由の使用 *Gebrauchs seiner Freiheit* (客観的な道徳法則下での使用) 一般にたいする主観的根拠」²⁷⁾であり、その自由の作用 *ein Actus der Freiheit* は、行為の帰責と直結するものであった²⁸⁾。そして、その自由の作用について、カントは意志 *Wille* と選択意志 *Willkür*²⁹⁾という区別を『*Rel*』にて明確に与える³⁰⁾。

アリソンは、意志を立法機能 *legislative function*、そして選択意志を執行機能 *executive function* として区別しつつ、カント倫理学に通底している内容として、前者の意志（立法機能）が実践理性としてみなされると主張する³¹⁾。そして、立法機能としての意志と執行機能としての選択意志という、意志の二元性 *duality* を捉えつつ、アリソンは「〈選択意志〉の自由は自律にではなく、むしろ自発性 *spontaneity* に存する」³²⁾と看取している³³⁾。

つまり、カント倫理学における意志には、実践理性による立法機能としての意志 *Wille* と、この立法機能を前提とした執行機能としての選択意志 *Willkür* という二元性があり、それは、実践理性に紐づいた自発性という範囲でのみ認められるものであることに十分に留意しなければならないのである。

2) 「根源悪」に至る重要概念

次に、「素質 *Anlage*—性癖 *Hang*」と「心情 *Herz*—心術 *Gesinnung*」という対概念の区別について確認していく。

まず、「素質—性癖」の違いから着手しよう。この両概念のうち、前者の概念については、善への根源的素質 *ursprünglichen Anlage zum Guten*³⁴⁾という文脈において『*Rel*』第一編（I）にて触れられていた³⁵⁾。そして、この素質が根源的と述べられている点に対して、後者の概念について、カントは「野蛮人の酔い」³⁶⁾という例えをもって、性癖 *Hang* は悪への傾斜をもたらすような、人間自身によって引き寄せられたものとして取り出されたものだ主張する³⁷⁾。

これらの議論をまとめるならば、素質は根源的なものであり、一方、性癖はよい場合には獲得されたものとして、そして、悪い場合には引き寄せられたものとして捉えられる³⁸⁾。ここに、カントの自由論との繋がりが看取されるだろう。

次に、「心情—心術」の区別についてみていく。これらの違いについては、次項にて詳述するとして、心情という用語において、注目すべきことについて、確認しておく。第一に、道徳法則を格率に採用するか否かという点において、カントはそれを選択意志の有能 *Fähigkeit* ないし、無能な *Unfähigkeit* 能力と捉えているということであり、第二に、その能力の行使に関して、善へと上昇するかあるいは悪へと傾斜する人間の自然的性癖のことを、心情 *Herz* と捉えているという点である。

3) 「根源悪」について

本項では、カントによる「悪」への具体的記述へと迫っていくが、その際念頭に置いておくべきことは、次の二点である。それは、カントが選択意志の能力について言及している点と、その能力の行使に関する自然的性癖を心情としている点である。これらの点をおさえつつ、悪の性癖³⁹⁾について、カントは「虚弱さ *die Gebrechlichkeit (fragilitas)*」⁴⁰⁾、「不純さ *die Unlauterkeit (impuritas, improbitas)*」⁴¹⁾、「邪悪さ *die Bösigkeit (vitiositas, pravitas)*」⁴²⁾という三つの段階をカントが想定している⁴³⁾。

ちなみに、カントは「虚弱さ」と「不純さ」の段階については、「無作為[の罪責] (*culpa* 過失)」⁴⁴⁾とし、「邪悪さ」を「故意の罪責 *vorsätzlich Schuld (dolus* 欺瞞)」⁴⁵⁾として区別している。

「虚弱さ」は、カント倫理学において一貫している内容であり、たとえば『*GMS*』では「自然的弁証論 *eine natürliche Dialektik*」⁴⁶⁾として説明されている。

第二の「不純さ」では、義務にかなった *pflichtmäßig* 行為と、義務からの *aus Pflicht* 行為の区別への言及であり、この主張も第一の段階と同様に、前期・後期のカント倫理学において通底している問題意識である⁴⁷⁾。

最後に、「邪悪さ」において、カントがそれを「故

意の罪責（欺瞞）」と評する背後には、選択意志の性癖がなす「人間心情の倒錯 *die Verkehrtheit* (*perversitas* 転倒) *des menschlichen Herzens*」⁴⁸⁾という視点がある。それはまさに、「法則的によい（適法の *legale*）行為とは共存できるにしても、しかしそれにより考え方が根っこ *Wurzel* から腐敗してしまい（根は道徳的心術 *die moralische Gesinnung* にかかわる）、そのために人間が悪だ *böse* と形容される」⁴⁹⁾所以であり、人間の性癖に備わる根源的な悪といえる。

つまり、カント倫理学における悪とは、「人間心情の倒錯 *die Verkehrtheit des menschlichen Herzens*」である。それはつまり、立法機能としての意志に先んじて執行機能としての選択意志を採用する道徳的秩序の転倒を意味する。これは、人間の第三の素質 *Anlage* に関するものでもあり、「人格性の素質 *die Anlage für die Persönlichkeit*」⁵⁰⁾かつ「それ自身で実践的な、すなわち無制約に立法する理性がその根 *Wuezel* にある」⁵¹⁾とされる。

さらに注目すべきは、第一の段階について、カントは人間本性に関するものとし、第二・三の段階については人間心情に関するものであると記述している点であるだろう。第一の段階は、有限な理性的存在者にとって、ある種不可避な傾向性に関するものであるがゆえに、人間本性のものであるとみなしていると考えられる。ところが、第二・三の段階は行為に至る際の動機が問題となる過程における内容に関する言及である。つまり、そこに人間心情 *des menschlichen Herzens* が介在することになる。併せて、第三の段階において、人間心情が道徳的秩序について倒錯（あるいは転倒）を起こす件について、カントは、仮にその行為に適法性があつたとしても、人格性の素質（人格性そのもの）という道徳的心術 *die moralische Gesinnung* という根 *Wurzel* を腐敗させる悪であるというのである。

これらの記述から暫定的に読み取ることが可能な心情 *Herz* と心術 *Gesinnung* の違いとは、人格性そのものとしての、すなわち無制約に立法する理性が後者の心術 *Gesinnung* であり、執行機能にかかわる側面を心情 *Herz* と表現していると

ころにあるといえる。つまり、心情は善へも悪へも傾倒可能なものである一方、心術は人格性という根 *Wurzel* そのものにかかる内容なのである。

さらに、カントは「心術 *die Gesinnung* は時間のなかで獲得されたものではない」⁵²⁾ものであり、「選択意志に生来そなわっている性質」⁵³⁾であるという。このことは、人間の傾向性が叡智的存在者としてではなく、感性的存在者にのみ見いだされる時間のなかでの現象的な産物である証左である。煎じ詰めれば、心情 *Herz* と心術 *Gesinnung* の違いにおけるもっとも重要な区別としての重要な補助線は時間内（感性界）のことなのか、あるいは無時間性（叡知界）のことであるのかという問題であるといえる。

3. 競技スポーツにおける「悪」に関する一考察

前節で確認した内容について、その要点を簡潔に示すならば、カントは、時間性の中に所在する善か悪かへ向かう能力の執行機能は無時間的な立法機能に先んじること、すなわち順序性の転倒を犯すことを「根源悪」とみなしているといえるだろう。このことは、時間性（感性界）と無時間性（叡知界）の区別に由来するものでもあった。

ともすると、競技スポーツにおいて「悪をなす」ことについて、カント倫理学というフィルターを通して思案するとき、時間性の有無と立法機能を前提とした執行機能の順序性の現れという二つの問題が関与することとなる。これらの両視点を競技スポーツに落とし込んでいくとき、そのつど何かを選び・それ以外を捨てていくというような過程において、行為主体はどのように倫理的よしあしの判断を行いうるのか、ということが問題となる。

ところで、競技スポーツにはルールという大きな行為規則が存在することはいうまでもない。得点型のスポーツであれば、相手よりも、より多くの得点をあげることが目的とされ、タイム計測や距離などの数値の大小が目的とされるもの、それらを複合した競技など様々である。それらに通底しているものは、勝利という目的であるだろう。ともすると、川谷がいう、相手に必然的に敗北と

いう害悪与えるような本質的に暴力的なスポーツにおける勝利追求という目的⁵⁴⁾は普遍的合法性⁵⁵⁾に反するのではないか、という懸念が生じることとなる。本稿では、この勝利追求という競技スポーツに不可欠の要素であると思われる要素について、悪が介在する可能性について考察してみたい。

先に掲げた、勝利追求がすべての競技者にとって普遍化しえないものではないかという懸念について、川谷は、一見すると勝利追求の動機は「(少なくとも競争の参加者に対しては) 普遍的に妥当する Kant 的法則であるかのように思われるが、事態はもう少し錯綜している」⁵⁶⁾という。それは、相互排他性による勝利へのコミットメントの普遍化不可能性を論拠とした主張である⁵⁷⁾。

この勝利追求という相互排他性を含む目的が相手に害悪を与えるがゆえに、普遍化しえないという疑念について、一旦カントの目的に関する記述に立ち戻ってみると、カントは「そもそも結果のまったくない意志規定などあるはずもないから、まったく目的関係なしに意志規定が成立するなどということは、人間においてはありえない」⁵⁸⁾と述べている。このことから、カントが、単に行為の通俗的な意味での目的や結果ということを完全にその視界から取り除いているわけではないことがわかる。

ただし、それは条件付きの内容でもある。その条件とは、先に挙げた順序性の問題に関与するものであり、行為に際して意図や目的が先立ち、たとえそれが義務にかなった *Pflichtmäßig* としてもそれは受け入れられない一方で、選択意志について、それが法則から規定した結果としての目的という順序を保っているのであれば、それ自体は道徳的であるといえるのである⁵⁹⁾。

つまり、競技者にとって、ルールに基づいて勝利を追求するという目的が存在することが他者に敗北を付与するとしても、それ自体が問題であるわけではない。このことは、先に挙げた、川谷が害悪として捉える勝利へのコミットメントの排他性に関する一つの陥穽の存在を予感させる。それはつまり、勝利へのコミットメントと帰結として

の勝利が混同されている⁶⁰⁾ということであり、勝利追求という勝利へのコミットメントは、双方に同時に意欲可能な普遍的目的としてスポーツに位置づけられているといえる。

そうすると、ここで問題とされるべきものは、この勝利追求に至る過程における勝利へのコミットメントというものを超えた帰結としての勝利を目的として競技者が採用することにあると思われる。カント的にいうならば、勝利へのコミットメントという動機をもって勝利を追求すること自体には、何ら倫理的な悪さは介在しない。むしろ、なりふり構わず(他者を単に手段とみなし)、勝利へのコミットメントという目的を超えて、勝利という結果(目的)を得るための手段を講じるところに倫理的悪さの根が潜んでいるといえる。

そのような場合、勝利へのコミットメントの先にある偶然性を多分に含む勝敗のうちの勝利を我が物にしようと、自己愛から行為の目的を転倒させている状況が看取される。この具体的な現れとして、えげつない行為が競技スポーツにおいて横行することになるように思われる。それはちょうど、川谷が『勝利を追求しない競技者』という概念は『丸い四角』という概念と同じように矛盾している⁶¹⁾というような、勝利へのコミットメントという競技スポーツにおける普遍化可能な目的を超えた、結果として得られるかもしれない(偶然性を帯びた)勝利を我が物にしようとする、自己愛という目的への転倒が、競技スポーツにおいて現れる可能性を予感させる。

ここに、競技スポーツにおける「悪をなす」第一歩が現れる可能性が看取されるだろう。まさにそれは、究極的にいえば、単なる「よさ」というアприオリなものを相互に追求するという競技スポーツにおいて、その目的の成就に向けられた競技者の意欲が自己愛へとすり替えられるような「悪」であるともいえるだろう。そして、それはそのつど何かを選び・それ以外を捨てていくというような、現象としての時間性を帯びた行為の過程における人間心情の悪にかかわる問題であると捉えられるのである。

Ⅲ. おわりに

本稿では、行為主体による行為のよしあしの判断という問題を出発点として、競技スポーツにおける倫理的わるさを検討することをその目的とした。その方法として、カント倫理学を採用したが、カント倫理学における著作の区分として、前期カント倫理学では善に関する議論が積極的に扱われ、倫理的悪については後期カント倫理学の著作を踏まなければならないことから、『Rel』における根源悪の議論を参照しつつ、競技スポーツにおいて「悪をなす」という問題について検討してきた。

カント倫理学における倫理的悪とは、人間本性の虚弱さ、人間心情の不純さ、人間心情の邪悪さ、という三つの段階によって説明され、そのうち人間心情の不純さが「根源悪」として捉えられていた。それはちょうど、時間性の中に所在する能力の執行機能と無時間手的な立法機能に関する順序性の転倒を意味する。

このことを競技スポーツにおいて検討したとき、勝利へのコミットメントという相互に維持可能な目的に先んじて、帰結としての勝利を我が物にしようとする自己愛が意欲されるとき、競技者が「悪をなす」第一歩を踏み出すことになる可能性が示唆された。

しかしながら、本稿において普遍化可能とされた勝利へのコミットメントが内在する「よさ」が、どこまでカント倫理学における無時間性という概念の範疇にあるのかという問題については、さらなる検討の余地が残されている。また、普遍化可能性の範囲が真にスポーツ競技者以外の存在者に共有されるような目的たりえるのか、という課題も残している。これらの論点については、今後の研究の課題としたい。

注・文献

1) 本稿にて「スポーツ」という語で示すものの範囲は、「athletics」を意味する範囲で使用する。すなわち、日本語では「競技スポーツ」や「競技」を意味するものである。特に説明を付さない限り、「スポーツ＝競技スポーツ、競技」という意味で、その語を使用する。

2) 友添秀則・近藤良享（1991）スポーツ倫理学

の研究方法论に関する研究，体育・スポーツ哲学研究，13-1：39.

3) ここでの「意志」という語については、一般的な意味での使用である。

4) たとえば川谷は、スポーツにおける倫理的問題状況の背後には、日常倫理とスポーツの緊張関係が存在すると指摘している。（川谷茂樹（2015）スポーツにおいてなぜ倫理的問題が発生するのか、創文企画，現代スポーツ評論，32：56.）

5) 大庭健（2006）善と悪—倫理学への招待，岩波書店，p. ii.

6) 大庭健（2006）上掲書，p.2.

7) 本著にて、大庭が「一人称の問題」というとき、それは独善的な問題という意味では決してない。大庭は「どんなに倫理学説史に通暁していようと、あるいは諸種の倫理問題の事例に深く通じていようと、『人災、どう生きればいいのか？』という一人称の間とつながっていないなら、そうした知識・分析は、倫理学の圏外にとどまる」（大庭健（2006）上掲書，p. iv.）という。つまり、実生活に関する自身の問題として道徳を引き受けるところにこそ、倫理学の意義があるという意味において、「一人称の問題」という語を使用している。

8) 大庭健（2006）上掲書，p. iv.

9) カントの文献に関する、引用の手続きを示す。カントの著作についてはアカデミー版のカント全集を底本とし、適宜、岩波書店版のカント全集を中心として文献の検討を行なった。なお、直接引用の箇所については、稚拙ながらアカデミー版をもとに、カント関連文献を参照しつつ、必要に応じて筆者が訳したものを提示する。なお、本稿における典拠の記載について、アカデミー版についてはカント研究の慣例に従って、それぞれ巻数と頁数を記載し、邦訳書（岩波書店版）については、丸数字にて巻号を示し、その横にページ数を記載することとする。具体的な書誌情報については、以下の通りである。：【Immanuel Kant(1785/1903) Gurundlegung zur Metaphysik der Sitten: Kants Werke Akademie Textausgabe IV, Walter de Gruyter & Co., S.385-463.// カント：平田俊博 訳（1785/2000）人倫の形而上学の基礎づけ：カント全集 7，岩波書店，pp.3-116.】，【Immanuel Kant

(1788/1908) Kritik der praktischen Vernunft, Kants Werke Akademie Textausgabe V, Walter de Gruyter & Co., S.1-164.// カント：坂部恵・伊古田理 訳 (1788/2000) 実践理性批判：カント全集 7, 岩波書店, pp.117-357.】,【Immanuel Kant(1793 : 1794/1968) Die Religion innnerhalb der Greizen der bloßen Vernunft, Kants Werke Akademie Textausgabe VI, Walter de Gruyter & Co., S.1-202.// カント：北岡武司 訳 (1793 : 1794/2000) たんなる理性の限界内の宗教, 岩波書店, pp.1-446.】

10) 諸岡道比古 (2001) 人間における悪：カントとシェリングをめぐって, 東北大学出版会, p.10. 11) 八木によれば、『GMS』における人間の主観的目的に関するカントの議論について、カント自身が否定的な見解を示していたという (八木緑

(2018) カント倫理学における「人間の目的」の意義について, 倫理学研究, 48 : 83.). 一方で、カントが人間の目的について、肯定的な見解を与えるようになるようになるのは「後期思想」においてであるという (八木緑 (2018) 上掲論文, 83.). また、別の箇所にて八木は、カントの批判的目的論の確立という観点から、1790 年に出版された『判断力批判 Kritik der Urteilkraft』(以下、『KU』とする) 以前のものと、それ以降の著作を区分している (八木緑 (2017) 上掲論文, 83). また、中島は『KU』以前のカントの批判書について、「形而上学のための方法の書にすぎなかった」とし、形而上学に着手したのは三批判書を書き上げて後の「晩年のカント」著作であるという (中島義道 (2021) 晩年のカント, 講談社, pp.38-39.). 両者の共通の見解から、三批判書までのカントの著作は批判のための著作であり、目的論についても同様に批判的目的論であった一方で、三批判書以降のカントの著作は形而上学へ向かう内容であることがわかる。そこで、本稿では、三批判書までの道徳 (倫理学) に関するカントの著作を「前期カント倫理学」とし、三批判書以降の著作について「後期カント倫理学」という区分を与えることとする。

12) カントの定言命法の諸法式は、『道徳形而上学の基礎づけ』(1785 : 以下、『GMS』とする) と『実践理性批判 KpV』(1788) において主題的に取り扱われる。『GMS』にて展開される定言命法の諸法式は、概ね次の三法式によって記述される。[①格率が普遍的法則となることを、当の格率を通じて自分が同時に意欲できるような格率に従ってのみ、行為しなさい。/ handle nur nach

derjenigen Maxime, durch die du zugleich wollen kannst, daß sie ein allgemeines Gesetz werde. (IV 421/⑦53-54), ②自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい。/ Handle so, daß du sie Menschheit, sowohl in deiner Person, als in der Person eines jeden andern, jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloß als Mittel brauchest. (IV 429/⑦65), ③おのおのの理性的存在者の意志は普遍的に法則を立法する意志である。/ des Willens jedes vernünftigen Wesens als eines allgemein gesetzgebenden Willens. (IV 431/⑦69)] また、『KpV』では純粹実践理性の根本法則として、定言命法の法式が次のように示される。[君の意志の格率〔行動方針〕が、つねに同時に普遍的立法の原理として通用することができるように行為しなさい。/ Handle so, daß die Maxime deines Willens jederzeit zugleich als Prinzip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne. (V 30/⑦165)]

13) Robert G. Osterhoudt (1973) The Kantian Ethic as a Principle of Moral Conduct in Sport, Quest, 19-1 : 118-123.

14) 竹村瑞穂・近藤良享 (2007) カント実践哲学からみるフェアプレイの道徳性, 体育・スポーツ哲学研究, 29-2 : 139-149.

15) 竹村瑞穂 (2014) 競技スポーツにおける身体的エンハンスメントに関する倫理学的研究：より「よい」身体をめぐる, 体育学研究, 59 : 53-66.

16) 尹が提示した「スポーツ的定言命法」は「スポーツ選手は、自らを主体とし、スポーツ構造という法則的客体に基づいてゲームを構成し、かつ成就させることを目的として行為するべきである。」というものである。(尹熙喆 (2015) 現代スポーツ文化に内在する「倫理性」の哲学研究—カント「批判哲学」を方法として—, 筑波大学博士論文 (12102 乙第 2751 号) : p.183.)

17) 尹熙喆 (2015) 上掲論文, Pp.221.

18) 川谷茂樹 (2005) スポーツ倫理学講義, ナカニシヤ出版, p.167.

19) 『スポーツ倫理学研究』における川谷の批判的視座に含まれているものは、彼自身が「目的の法式の内実がカントの場合とは根本的に異なっています」(川谷茂樹 (2005) 上掲書, p.165.) と述べるように、カント倫理学への解釈の不十分性についても向けられている。

20) Robert G. Osterhoudt (1973) op.cit., 123.

21) 川谷茂樹 (2015) 前掲論文, 61.

22) 川谷茂樹 (2015) 上掲論文, 61.
 23) 川谷は、理想的な行為にかかる一面を日常道徳的な「道徳的スポーツマンシップ」として提示し、スポーツにおける「競技者としてのあるべき姿」としてのスポーツマンシップとしての「スポーツ的スポーツマンシップ」と対照的に描き出している。(川谷茂樹 (2015) 上掲論文, 57.)
 24) 諸岡道比古 (2001) 前掲書, p.9.
 25) 川谷茂樹 (2015) 前掲論文, 60.
 26) 「人間本性に内在する根源悪 *das radikale Böse in der menschlichen Natur*」という記載は、『Rel』第一編にカントが与えた表題の一部である (VI 19/⑩25).
 27) VI21/⑩27: この主観的根拠は、感覚 *der Sinne* より先に捉えられるものであり、アプリアリなものであるとされる。
 28) VI21/⑩27: その根拠について、カントは「さもなければ、人間による選択意志 *Willkür* の使用 *Gebrauch* にせよ誤用 *Mißbrauch* にせよ、その責任を道徳法則 *des sittlichen Gesetz* に鑑みて人間に帰しえない *nicht zugerechnet* ことになろうし、善 *Gute* も悪 *Böse* も、人間にあっては道徳的とはいえなくなろうからである。」と述べている。
 29) この後者の概念における自由について、諸岡は「他律的恣意の自由」(諸岡道比古 (2001) 前掲書, p.35.) と表現する。ただし、この他律的恣意の自由は短絡的な自愛の原理とは異なるものであり、『道徳形而上学 *Die Metaphysik der Sitten*』(1797)における「しかし、選択意志の自由は、一あるひとたちがよく試みてきたように一法則に合致して、あるいは反して行為するといった選択の能力 (*libertas indifferentiae* 選択の自由) と定義するわけにはいかない。」(VI226/⑩42) というカントの記述を踏まえれば、明らかである。なお、諸岡は、*Willkür* という原語に対して、「恣意」という用語を当てているが、これは「選択意志」と同じ内容を指し示していると解して差し支えないだろう。また、*Willkür* を意志 *Wille* 「意思」と区別するために「意思」と訳す場合もある。本稿では、意志 *Wille* との区別を意識しやすいよう、*Willkür* について、「選択意志」として標記することとする。
 30) カントによる、「選択意志」概念に関する説明は、次の通りである。以下、カントの記述を引用する。「選択意志の自由の概念 *Der das Begriff der Freiheit der Willkür* は、私たちにあっては道徳法則の意識 *Bewußtsein des moralischen Gesetz* に先立つのではなく、無制約な命令 *ein unbedingtes Gebot* としての法則により私たちの選択意志が規定されうることにもとづいて

のみ、推論される。」(VI49 Anm./⑩27)
 31) Henry E. Allison (2003) *Kant's theory of freedom*, Cambridge University Press, p.130./H・E・アリソン: 城戸淳 訳 (2003/2017) カントの自由論, 法政大学出版局, p.246.
 32) Henry E. Allison (2003) *ibid*, p.132./H・E・アリソン: 城戸淳 訳 (2003/2017) 上掲書, p.251.
 33) アリソンによれば、選択意志の自由の積極的概念は、純粋な意志による命令を基礎して行為する選択意志の能力 *capacity* であるという (Henry E. Allison (2003) *ibid*, p.132./H・E・アリソン: 城戸淳 訳 (2003/2017) 上掲書, p.251.)。つまり、選択意志は純粋な意志に紐づいたものとして理解されなくてはならないのである。
 34) そこで、カントが挙げた素質は「動物性の素質」(VI26-27/⑩35)、「人間性のための素質」(VI27/⑩35-36)、「人格性のための素質」(VI27-28/⑩36-37) であった。第一の素質は、「あらゆる悪徳 *Laster* が接ぎ木される」(VI27/⑩35) のものであり、第二の素質には「きわめて大きな悪徳 *die größten Laster* が接ぎ木されうる」(VI27/⑩36) のであり、第三の素質は、「道徳法則への、それだけで十分な動機である尊敬の感受性 *die Empfänglichkeit der Achtung*」(VI27/⑩36) である。
 35) VI28/⑩37
 36) 「野蛮人の酔い」については、『Rel』原注にて、カントは次のように説明している。「性癖 *Hang* は元来、ある享楽 *eines Genusses* を欲求するための素因 *Prädisposition* にすぎず、主観がその経験をなしたであろう場合に、それへの傾向性を生み出すのは享楽なのである。かくしてすべての野蛮人には酔いを引き起こすものの性癖があって、彼らのうちの多くが酩酊をまったく知らず、したがってそれを引き起こすものの欲望をまったくしないとしても、しかしそもそもそれを一度でも試みさせれば、そうしたもののほとんど根絶できない欲望 *eine kaum vertilgbare Begierde* が彼らのうちに生じてくるのである。」(VI28 Anm./⑩38)
 37) カントは、道徳的悪について「悪への人間の自然的性癖 *ein natürlicher Hang des Menschen zum Bösen*」(VI29/⑩38) としている。
 38) VI28-29/⑩37-38
 39) 以下の引用箇所の前のカントの記述は「*Mann kann sich drei verschiedene Stufen desselben denken.*」である。ここでの問題は「*drei verschiedene Stufen* : 3つの異なった段階」にかかる「*desselben*」である。前の箇所を受けて使用される指示冠詞としての *desselben* について、訳

者によって、多少の違いがある。岩波版カント全集における、北岡武司の訳出によれば、「悪い心情には三つの相異なった段階が考えられる。」(⑩38)とされ、理想社版カント全集での飯島・宇都宮の訳出では「この悪の性癖には、三つの異なった段階が考えられる。」(カント:飯島宗享・宇都宮芳 訳 (1973) 宗教論:カント全集第9巻, 理想社, p.48.)と訳出されている。これは、カントが前段箇所において「道徳的悪への性癖」について言及しつつ、その続きにおいて、それが人間の自然的性癖と言い換え、さらに、道徳法則を格率に採用するか否かの能力がよい、または悪い心情 *Herz* によると言及していること (VI29/⑩38) による、訳出の差異であるように思われる。本稿では、両訳出の正当性についての分析についてはいったん保留しつつ、暫定的に『宗教論』第一編 (II) が「人間本性の悪への性癖について」と題されていることを踏まえ、理想社版の訳出を採用して論を進めることとする。

40) VI29/⑩39
 41) VI30/⑩39
 42) VI30/⑩39
 43) VI29/⑩38-39
 44) VI38/⑩50
 45) VI38/⑩50: カントは、この「故意の罪責 *vorsätzlich Schuld* (*dolus* 欺瞞)」について、続きの箇所にて、その特色について言及している。それは、「人間的性情のある種の奸悪 *Tücke* (*dolus malus* 悪意の欺き)」である。

46) IV405/⑦30
 47) たとえば、『GMS』において、カントは義務を論じる場面で、商売人の例を挙げながら説明している。そこでカントは、行為が一見すると義務にかなっているようであったとしても、それが商売人の利益のためになされたのであれば、そのような行為は義務と誠実性の原則にもとづいてなされた義務からの行為とは一線を画すことを指摘する (IV397/⑦18)。

48) VI30/⑩39
 49) VI30/⑩39-40
 50) VI27/⑩36
 51) VI28/⑩37
 52) VI24/⑩33
 53) VI24/⑩33
 54) 川谷茂樹 (2015) 前掲論文, 60.
 55) カントは、理性の法則がもたらす合法則性を無制約かつ最上の目的としている。これは、義務と自由に関するカントの記述において「そもそもこの理性の法則によって採用されるべき格率の普遍的合法則性 *allgemeinen Gesetzmäßigkeit* が、

あらゆる目的の最上の制約 (無制約ですらある制約) なのであって、そのような合法則性のたんなる形式によってのみ、その法則は拘束するのだから、何が義務であるのかを認識するにも、義務が執行されるように動機づけるにも、道徳には自由な選択意志の実質の規定根拠 *materialmen*

Bestimmungsgrundes der freien Willkür すなわち目的 *keines Zweck* はまったく必要なく、むしろ義務 *es aus Pflicht* が問題となるとき、言うまでもなく道徳はあらゆる目的を度外視できるし、そうすべきなのである。」(VI3-4/⑩7) と示されている。

56) 川谷茂樹 (2017) カント哲学とスポーツの倫理—法則・提言命法・崇高一, 杏林書院, 体育の科学, 67-1: p.51.

57) 川谷によれば、「具体的に言うと、ある個人競技の試合において選手 A の勝利と、その対戦相手である B の勝利は両立不可能 (相互に排他的) である。したがって選手 A の行動原理『自分=A の勝利にコミットする』は普遍化不可能であり、その不可能性は参加者全員の行動原理において普遍的に成り立つ。」という (川谷茂樹 (2017) 上掲論文, p.51.)

58) VI4/⑩9

59) この件について、カントは「すべての人間は、(そうすべきであるように) 法則において純粋理性の準則 *die Vorschrift der reinen Vernunft* を守りさえすれば、それで十分だといえよう。道徳的ななすこと・なさざること一切の結末、それが何なのかを、どの人間も知る必要があろうか。それは世界の成行き *herbeiführen* が招き寄せることである。義務をなす *Pflicht tun* こと、それだけで人間には十分である。」(VI7/⑩12) と述べている。

60) この件については、次のような事例を想定してみるとよいだろう。例えば、サッカーにおいて得点を目指す A チームの選手が、それを防ごうとする B チームの選手をかわして得点を挙げたとして、それが結果として B チームの害にはなるが、それは攻防の最中はもちろんのこと、結果として得点が入ったとしても、双方が勝利へのコミットメントを維持しているがゆえに結果として害悪として捉えられるに過ぎないという点からも明らかである。

61) 川谷茂樹 (2005) 前掲書, p.29.